

令和2年4月吉日

報道各位

日本自動車ガラス販売施工事業協同組合
理事長 佐藤光男

道路運送車両法の改正に伴い 「業務委託契約書」の統一書式の提供を開始します

日本自動車ガラス販売施工事業協同組合（東京都中央区）は、道路運送車両法の改正に伴い、電子制御装置整備の認証を受けた特定整備事業者と「構内外注」を行う当組合の組合員との間で締結が求められている、一定の要件を含んだ書面の取り交わしに対応すべく、令和2年4月20日（月）より「業務委託契約書」の統一書式の提供を開始いたします。

令和2年4月1日に改正道路運送車両法が施行され、「自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーが取り付けられた自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造」は特定整備となりました。

一方で、同法の運用解釈の指針となる「自動車整備技術の高度化検討会—特定整備制度の方向性—中間とりまとめ 令和元年（2019年）11月」によれば、特定整備認証のうち電子制御装置整備の認証を受けた事業者（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）附則（令和2年2月6日 国土交通省令第六号）第4条の経過措置期間中の事業者を除く）と「構内外注」を行う自動車ガラス修理業者との間では一定の要件を含んだ書面の取り交わしが必要です。

さて、電子制御装置整備の認証を受ける事業者は加速度的に増大することが予見されますが、自動車ガラス修理業者は中小零細企業が多く、今後、電子制御装置整備の認証を受けた事業者ごとに別々の書面を取り交わすことは、業務上の大きな負担となります。

そこで、当組合は、提携関係にある一般社団法人日本自動車車体補修協会（JARWA）の産業標準作成委員会が作成した、本件に係る「業務委託契約書」の書式を当組合の公式な統一書式として採用し、組合員の業務負担軽減に努めることとなりました。

関係各位におかれましては、当組合並びに組合員の事情をご拝察いただき、当組合の「業務委託契約書」の統一書式による書面の取り交わしにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上